

社会福祉法人昭和村社会福祉協議会 昭和村シルバー人材センター設置運営規程

(目的)

第1条 この規程は、第8条に規定する会員に対し補助的・短期的な就業機会を提供することにより、高齢者の生きがいの充実、社会参加など福祉の増進を図るとともに、活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、社会福祉法人昭和村社会福祉協議会（以下「本会」という。）とする。

(名称及び事務所)

第3条 シルバー人材センターの名称は、昭和村シルバー人材センター（以下「センター」という。）と称し、事務所を本会内に置く。

(事務局及び職員)

第4条 センターの事務局は、本会事務局をもって充てるものとし、センターの運営にかかわる職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 事務局長 1名（兼務可）
事務局長は、職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、センターの職員に業務上必要な指揮命令を行う。
- (2) 事務担当者 若干名（兼務可）
事務担当者は、第5条の事業及び必要な事務を行う。

(事業)

第5条 センターは、第1条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 高齢者の就業に関する情報の収集及び提供
- (2) 高齢者の就業に関する調査研究
- (3) 高齢者の就業に関する相談
- (4) 高齢者の補助的・短期的な就業機会の開拓及び提供（高齢者に対する就業又は収入の保障の事業は除く。）
- (5) 簡易な仕事に関する知識・技能の付与を目的とする高齢者を対象とした講習会等の実施
- (6) 前各号に掲げるものの他、センターの目的を達成するために必要な事業

(運営費)

第6条 センターの運営にかかる経費は事業収入、村の補助金及びその他をもって充てる。
2 事業収入は配分金収入、事務費収入及び機器類使用料収入等とし、別に定めるところにより発注者より徴収する。

(開所日及び開所時間)

第7条 センターの開所日及び開所時間は次のとおりとする。ただし、会長が特に必要と認めるときは、開所日及び開所時間を変更することができる。

- (1) 開所日 月曜日から金曜日までとする。ただし、祝日、年末年始（12月29日から翌年1月3日）は除く。
- (2) 開所時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。

(会員)

第8条 会員は、次の各号に掲げる条件を満たしている者を対象とする。ただし、会長が特に必要と認めるときは、入会を許可することができる。

- (1) センターの目的に賛同し、その事業を理解している者であること
- (2) 昭和村に居住する概ね60歳以上の健康な者であること
- (3) 補助的・短期的な就業を通じて自己の労働能力を活用することによって、自らの生きがいの充実や社会参加を希望する者であること

2 会長は必要に応じて、会員の中から現場責任者を指名することができる。

(入会)

第9条 会員として入会しようとする者は、会員登録申込書別記（様式第1号）を提出し、会長の承認を得なければならない。

(会費)

第10条 会員は、別に定めるところにより会費を納入しなければならない。

(退会)

第11条 会員は、退会しようとするときその旨を会長に届けなければならない。

- 2 会員が次のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。
 - (1) 死亡したとき
 - (2) 昭和村に居住しなくなったとき
 - (3) 正当な理由なく会費を1年以上滞納し、かつ催告に応じないとき
- 3 会長は、会員がセンターの名誉を毀損し、秩序を乱し又はこの規程に反するような行為を行ったときは、その会員を退会させることができる。

(配分金)

第12条 会員の就業に対し、別に定めるところにより配分金を支払うものとする。

(会員の就業)

第13条 会員は別に定めるところにより、就業するものとする。

- 2 会長は、会員が安全に就業できるよう必要な事項を別に定める。

(傷害・賠償責任保険)

第14条 センターは、会員の就業中などにおける傷害・賠償責任事故に備え、必要な保険に加入するものとする。

(その他)

第15条 この規程に定めるもののほか、センターの業務執行に関する必要な事項は、会長が決定する。

附 則 この規程は、平成28年4月1日から施行する。